

おしらせ

中原町の区長が交代

4月1日から、大川地区中原町の区長が杉利夫さんに交代しました。

市地域支援課
Tel 85・56002

民生委員・児童委員の就任

4月1日から、大川地区若津町(8町内)の民生委員・児童委員に古賀光子さん(Tel 87・1139)が就任しました。

市福祉事務所福祉係
Tel 85・5532

平成28年度水質検査計画策定

市と大川市へ水道用水を供給している福岡県南広域水道企業団では、平成28年度に行う水質検査の実施内容について定めた「平成28年度水質検査計画」を策定しました。

市の水質検査計画は、市上下水道課窓口と市ホームページで

見ることが出来ます。また、同企業団の水質検査計画は、市上下水道課窓口、同企業団の窓口、同企業団のホームページで見ることが出来ます。

市上下水道課水道工務係
Tel 85・5549

福岡県南広域水道企業団水質センター(久留米市荒木町)
Tel 0942・27・1563

ダンボールコンポスト講習会

生ごみをたい肥にしてみませんか?

▼日時 5月18日(水)、13時30分～14時30分
▼場所 市清掃センター2階
▼内容 コンポストのやり方
▼教材費 2千円

市清掃センター(市環境課業務係) Tel 87・6789

看護の日の会

福岡県では、「看護の心をみんなの心に」をテーマに、「看護の日のごい」を開催します。

▼期日 5月14日(出) 場所 ①警固公園 ②エルガラホール

▼時間 ①10時～15時 ②12時～16時
▼内容 ①まちの保健室(健康相談など)、進路・進学相談、女性のからだの相談、AEDと救急蘇生の実演の表彰式、ふれあい看護体験発表、講演など
▼参加費 無料

福岡県ナースセンター
Tel 092・631・1221

久留米地域職業訓練センター

▼コース ①ワード&エクセル入門 ②弥生会計入門 ③ホームページビルダー入門
▼日時 ①5月10日～7月15日(水) ②5月18日～7月11日(金) ③5月29日(水)、18時30分～21時 ④5月7日～6月18日(出)、9時～12時
▼場所 久留米地域職業訓練センター(久留米市東合川)

▼対象 ①初心者 ②経理担当者 ③文字入力ができる人

▼内容 ①ワードとエクセルの基本操作習得 ②会計ソフト導入のメリット・弥生会計の基本操作 ③ホームページビルダーを用いたホームページ作成の基本

4月1日から、車のナンバープレートの表示義務が明確化されます。三定の位置・方法で表示しなければ運行できませんのでご注意ください。

▼禁止行為 カバーなどを覆う、シールなどを貼り付ける、折り返す など

久留米自動車検査登録事務所
Tel 0942・21・9291

▼定員 ①②③各19名(先着)
▼受講料 ①3万2千円 ②③各万七千円

久留米地域職業訓練センター
Tel 0942・44・5201

長崎税関の水際対策強化

長崎税関では、伊勢志摩サミットなどの開催にあわせて、空港での手荷物検査や港での船舶取締り・輸出入貨物検査を強化しています。詳細は税関のホームページで確認ください。

【密輸フリーダイヤル】
Tel 0120・461・961

ナンバープレート表示義務

4月1日から、車のナンバープレートの表示義務が明確化されます。三定の位置・方法で表示しなければ運行できませんのでご注意ください。

▼禁止行為 カバーなどを覆う、シールなどを貼り付ける、折り返す など

久留米自動車検査登録事務所
Tel 0942・21・9291

青少年の雇用を増やそう
青少年の雇用環境を整備するため、「青少年の雇用の促進等に関する法律」(若者雇用促進法)などが平成27年10月から順次施行されています。

【主な施策】

①優良な中小企業の認定制度の創設 ②事業主による職場情報の提供の義務化 ③労働関係法令違反の事業主に対するハローワークの新卒者向け求人への不受理※施策の詳細は「若者雇用促進法」でインターネット検索してください。

福岡労働局職業安定部
Tel 092・434・9802

第57回小さな小さな美術館

▼日時 4月23日(出)・24日(回)、9時30分～17時(24日は16時30分まで)
▼場所 光榮寺本堂(旧吉原家住宅となり)

▼真剣さん(小さな小さな美術館)

真剣さん(小さな小さな美術館)
Tel 090・5925・4469

「大川市認知症カフェ」の運営事業者を支援します

市健康課高齢者支援係 Tel 85 - 5524

【認知症カフェとは】

地域の実情に応じて、認知症の人とその家族・地域住民・専門職など、誰でも集まれる場所のことです。市では、認知症カフェを運営する団体を支援します。

【目的】

- 認知症の人が、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続できるようにすること
- 認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ること

【対象団体】※すべてを満たすことが必要

- 認知症の人とその家族、地域住民、専門職など誰でも参加でき、集まれる場を運営すること
- 利用者からの相談に対し、適切な支援を行うこと
- 相談に対応できる人員(医師、看護師などの医療関係者、認知症キャラバン・メイト等認知症に関する知識を習得している者、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士などの資格を持つ専門職スタッフ)を1名以上配置すること
- 大川市内に拠点を置き、月に2回以上開設すること
- 宗教活動や政治活動を伴わないこと

● 法令や公序良俗に反しない活動・団体であること

【支援内容】

事業に要した補助対象経費に合計額から、利用者負担金その他の収入額を控除した額とし、1団体につき当該年度10万円を限度に予算の範囲内で補助金を交付します。

【受付期間】

● 4月15日～4月28日
申請に必要な書類は市健康課高齢者支援係窓口と市ホームページに掲載しています。

市健康課高齢者支援係 Tel 85-5524



大川市斎場の利用について

市環境課環境係 Tel 87 - 6789
※利用申込は市民課市民係 Tel 85 - 5502

4月1日から大川市斎場で通夜ができるようになりました。利用時は、市民課市民係(Tel 85-5502)へ申してください。

○斎場使用料(式場と霊安室は消費税を含む)

区分	火葬炉	式場		霊安室
		通夜	葬儀	
死亡者が市内住民	無料	1回 16,200円	1回 10,800円	無料
死亡者が市外住民	満11歳以上	50,000円	1回	1日
	満11歳未満	40,000円	27,000円	21,600円
使用許可を受けた者が市内住民	無料	—	—	—
使用許可を受けた者が市外住民	20,000円	—	—	—

※通夜の使用時間は、17時から翌朝8時30分まで。それ以後は、24時間を1回とします。
※葬儀の使用時間は、8時30分から15時までを1回とします。
※霊安室の使用は、使用開始から24時間以内を「1日」とします。